

福島市展示会出展・販路拡大支援事業補助金の交付等に関する要綱

(趣旨)

第1条 市は、中小企業（製造業及び製造に関する業務を営む企業）が自社製品、自社技術を幅広く市場に紹介することにより、販路拡大、新規需要の開拓を促進し、地域の産業振興を図るため、「展示会等」へ出展する中小企業者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する製造業者及び同項各号のいずれかに該当する中小企業者で製造に関する業務を営む者をいい、市内に主たる事業所又は工場を有し、かつ、原則として事業による市税を納入している者をいう。
- (2) 団体等とは、次に掲げるものであって、中小企業者を主たる構成員にするものをいう。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
 - ウ 法人又は任意団体であって、設立目的、運営状況、永続性等から判断して市長が適当と認めたもの。ただし、法人にあつては、市内に主たる事業所を有し、かつ、原則として事業による市税を納入している者をいう。
- (3) 展示会等とは、物産展等の主として販売を目的とするものでなく、商談ベースとするものであり、第1条に掲げる目的が達成される県内あるいは県外（海外も含む）で開催の展示会や見本市等をいい、当該年度の2月末日までに実施されたものであり、他の補助制度に該当するものは除外するものとする。

(補助対象者)

第3条 第1条に規定する補助金の交付を受けることができる者は、中小企業者又は2以上の中小企業者の製品を展示会等へ出展しようとする団体等とする。

(補助の対象及び補助額)

第4条 補助金は、補助対象者が第2条第3号の取組みを行い、地域産業の振興に寄与するものと判断される場合に補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとする。

- 2 補助の額は補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）以内において市長が定める額とし、

100千円を限度とする。

- 3 市長が別に定める展示会等への出展の場合、補助率は、補助対象経費の3分の2（千円未満切捨て）以内として、補助額は、100千円を限度とする。
- 4 補助金の交付は当該年度1回限りとする。

（補助の対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるもので、補助対象事業者自らが支払うものとする。

- (1) 出展小間料
- (2) 出展に伴う負担金
- (3) 展示等に係る物品の運搬料
- (4) 運搬に伴う高速道路利用料

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、福島市展示会出展・販路拡大支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 出展報告書（様式第2号）
 - (2) 収支決算書（様式第3号）
 - (3) 補助対象経費に係る領収書
 - (4) 展示会等の概要が分かる書類（展示会等の概要、展示会等への出展に伴う小間料、負担金等の額等）
 - (5) 展示会等の状況を撮影した現場写真
 - (6) 納税証明書（事業による市税の納税状況がわかるもの。写し可。2以上の中小企業者の製品を展示会等へ出展しようとする団体等については、団体等及び参加する全ての中小企業者について提出すること。）
 - (7) 出展中小企業者名簿（様式第4号）（2以上の中小企業者の製品を展示会等へ出展しようとする団体等の場合に提出すること。）
- 2 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

（交付決定及び実績報告の併合）

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、申請者に対して通知するものとする。

- 2 前条の交付申請は、規則第22条の規定に基づき、規則第14条に規定する実績報告と併合するものとする。
- 3 第1項の交付決定及び通知は、規則第22条の規定に基づき、規則第15条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(会計帳簿の整理等)

第8条 補助金の交付を受けた中小企業者及び団体等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して3年間保存しておかなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の助成金から適用する。
(福島市展示会出展・販路拡大支援助成金の交付等に関する要綱の廃止)
- 2 福島市展示会出展・販路拡大支援助成金の交付等に関する要綱(平成22年4月1日。商工観光部長決裁)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 平成22年度分以前の予算より支出された助成金に関しては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の助成金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

出 展 報 告 書

出 展 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日（ 日間）				
出 展 小 間 数	小 間	展 示 面 積	m ²	派 遣 者 数	人
展 示 製 品 展 示 技 術	※展示製品又は技術の分かる資料(パンフレット等)を添付する。				
事 業 実 施 結 果	※出展社数、出展小間数、来場者数並びに事業者の出展品目等事業実施内容を記載する。				
事 業 実 施 に よ る 効 果	※名刺交換数、商談引合件数、商談成立件数等、出展に伴う成果を記載する。				
今 後 の 展 望	※出展の成果を受けた今後の展望等を記載する。				
備 考					

様式第3号（第6条関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

項 目	決算額	説 明
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	
市 補 助 金	円	
そ の 他	円	
計	円	

2 支出の部

項 目	決算額	説 明
出 展 小 間 料	円	
出 展 に 伴 う 負 担 金	円	
展 示 等 に 係 る 物 品 の 運 搬 料	円	
運 搬 に 伴 う 高 速 道 路 利 用 料	円	
計	円	

様式第4号（第6条関係）

出 展 中 小 企 業 者 名 簿

企 業 名 役職・代表者名		住 所	
設 立 年 月 日	年 月 日	業 種	
従 業 者 数	人	資 本 金	万円
取 扱 商 品 業 務 内 容			

企 業 名 役職・代表者名		住 所	
設 立 年 月 日	年 月 日	業 種	
従 業 者 数	人	資 本 金	万円
取 扱 商 品 業 務 内 容			

企 業 名 役職・代表者名		住 所	
設 立 年 月 日	年 月 日	業 種	
従 業 者 数	人	資 本 金	万円
取 扱 商 品 業 務 内 容			

企 業 名 役職・代表者名		住 所	
設 立 年 月 日	年 月 日	業 種	
従 業 者 数	人	資 本 金	万円
取 扱 商 品 業 務 内 容			

※様式第1号の申請者を除く企業について記載する。